

ゴルフ場利用約款

(約款の適用範囲)

第1条 当ゴルフ場を利用しようとするときは会員・非会員を問わず当クラブの運用規定その他、本約款に従っていただきます。この約款に定めのない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとします。当ゴルフクラブ責任者の指示に従って頂きます。

(利用約款の成立)

第2条 当ゴルフ場を利用される方は、当日フロントにおいて所定の申込書に署名してください。それによりクラブは署名者に施設の利用をお引き受けすることになります。但し会員の方がメンバーズカードを提示した場合は署名は不要です。お帰りの際にグリーンフィ、キャディフィその他の諸費を精算させていただきます。尚、営業時間外(早朝・休業日等)はプレーならびに施設の利用はできません。

(ラウンドの申込み)

第3条 ラウンドのお申込みは午前8時から午後5時まで申し込み順に受け付けます。1組当たり4人を厳守してください。4人に満たない場合は差額をいただきます。公式競技の3人組のプレーの組に単独プレーヤーが加わることを拒むことはできません。

(予約のキャンセルおよび違約金等について)

第4条 ラウンド予約をお客様の都合でキャンセルされる場合は、土曜日、日曜日、祝日は2週間前迄に、平日は1週間前迄にお申し出ください。上記の期限を過ぎた場合、状況によってはキャンセル料を頂くことがあります。但し、悪天候の場合等のキャンセル料については支配人の判断により決定します。キャンセル料は1組につき1万円とします。

(施設利用の拒絶)

第5条 当ゴルフ場は、次の場合には施設の利用及び利用の継続をお断りすることがあります。

- 満員でスタート時間に余裕がないとき。
- 天災、その他やむを得ない事情によりゴルフ場をクローズするとき。
- 暴力団等反社会的行動がある団体(法人)の構成員又は関係者並びに暴力的不良行為を行うおそれがある者が、当ゴルフ場の施設を利用しようとするとき。
- 利用者が公の秩序もしくは善良な風俗に反する服装又は行為(暴力的行為又は威嚇行為)をし、もしくはそのおそれがあると認められるとき。
- 偽名又は他人名義で予約、署名が行われたとき。
- 非会員の方で過去において、当ゴルフ場に対し、好ましくない行為のあった人。
- その他の理由により当ゴルフ場を利用されることが好ましくない事由があるとき。
- 泥酔又は身体に刺青・タトゥー等をしている場合は浴場の利用をお断りします。
- その他本約款に違反したとき。

(暴力団等の施設利用の拒絶等)

第5条-2 次の場合には該当者及びその同伴者の利用をお断りします。また、利用開始後に該当することが判明した場合には、利用の継続をお断りします。

- 利用者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又はその関係者、その他反社会的勢力(以下「暴力団員等」という。)に所属していると認められるとき。
- 暴力団員等を同伴、又は紹介により入場させたとき。
- 集团的または常習的に暴力的不法行為を行う恐れがあると認められるとき。
- 泥酔又は身体に刺青・タトゥー等をしている場合の浴場の利用。

(休業日・開場時間等)

第6条 当ゴルフ場の各施設の休業日と開場時間は当ゴルフ場の定めるところによります。但し、臨時に変更することがあります。

(携帯品・自動車)

第7条 貴重品は必ず貴重品ロッカーにお預けください。携帯品(キャディーバッグその他の持物)や駐車場の自動車の盗難(車上盗難も含む)及び瑕疵につきましても各自で十分ご注意ください。前記に反する事故については当ゴルフ場では責任を負いません。運送会社等から配達された着荷についての損傷及び紛失については一切責任を負いません。

(プレーヤーの危険防止責任とエチケット・マナーの厳守)

- 第8条 プレーヤーは以下の事項を遵守していただきます。
- プレーヤーはエチケット・マナーを守り、自己の責任でプレーしていただきます。ゴルフプレーには様々な危険が伴います。プレーヤーは打球の際、自己の飛距離を自分で判断して先行組に打ち込まないよう注意してください。万一、プレー中に他のプレーヤーに損傷を与えた場合又は他のプレーヤーから損傷を受けた場合、お客様自身の責任において解決していただくこととなりますので、十分ご注意ください。また、プレーに関して当ゴルフ場従業員から指示があった場合は、その指示に従ってください。指示に従わずに他のプレーヤーに損傷を与えた場合又は他のプレーヤーから損傷を与えられた場合、当ゴルフ場はその損害に関して一切の責任を負いません。
 - 当ゴルフ場を利用される方は、当ゴルフ場が定めるドレスコードをご確認ください。
 - 著しくプレー進行に遅延があった場合には、組の入れ替えやプレーの中止をお願いする場合があります。

(ティーイングエリアにおける素振り)

第9条 素振りは、ティーイングエリア又は特に指定された場所以外ではなさらないでください。プレーヤーはみだりに使用禁止のティーイングエリアに立ち入らないでください。

(飛距離の確認とキャディ及びフォアキャディの合図)

第10条 カートナビには先行組の位置と距離が表示されますが、プレーヤーは必ず目視でも先行組の位置を確認し、また、自己の飛距離を自分で判断し、先行組に打ち込まないよう打球してください。キャディ又はフォアキャディの合図があった場合も、プレーヤーは自己の飛距離を自分で判断して先行組に打ち込まないよう打球してください。

(打者の前に出ないこと)

第11条 同伴プレーヤーは打者の前方には絶対に出ないでください。又打者の球には注意して危険を避けてください。

(コース外への遊び球)

第12条 不慮の事故防止のため、正規のプレー以外に池、山などのコース外に向っての打球は禁止いたします。

(退避)

第13条 後続組に対して打球させるときは、先行組のプレーヤーは後続組のプレーヤーが打ち終るまで安全な場所に退避し、プレーヤーの飛球に十分注意して安全を保ってください。

(ホールアウト後の退去)

第14条 ホールアウトした場合は、ただちにグリーンを去り後続組の打球に対し安全な場所を通り次のホールへ進んでください。

(乗用カートの使用)

第15条 乗用カートの利用は、別途定める乗用カート利用約款をご参照ください。

(雷発生の恐れがある場合)

第16条 雷鳴があった場合又は襲雷警報(サイレン等)が発令された場合は、ただちにプレーを中断し、プレー再開の合図があるまで係員の指示によるほか避雷舎等安全と思われる場所に退避してください。

(喫煙)

第17条 喫煙は、クラブハウス内の所定の場所においてのみ認めます。マッチの燃えがら、煙草の吸殻は必ずよく消して灰皿にお入れください。また、プレー中の喫煙は、ティーイングエリア周辺に限り、受動喫煙に十分配慮した喫煙のみ認めます。マッチの燃えがら、煙草の吸殻は、必ずよく消して灰皿にお入れください。尚、マッチの燃えがら、煙草の吸殻のコース内へのポイ捨ては固く禁止いたします。

(クラブの確認)

第18条 利用者はプレーを終了した場合、クラブを点検し相違ないか慎重に確認し、所定の用紙に署名してください。確認後におけるクラブの不足・瑕疵については当クラブは責任を負いません。

(違反の場合の責任)

第19条 利用者が第8条(プレーヤーの危険防止責任とエチケット・マナーの厳守)、第9条(ティーイングエリアにおける素振り)、第10条(飛距離の確認とキャディ及びフォアキャディの合図)、第11条(打者の前に出ないこと)、および第12条(コース外への遊び球)に違反し、第三者に損害等の事故を発生させた場合、第8条、第11条、第13条(退避)、第14条(ホールアウト後の退去)および第16条(雷発生の恐れがある場合)に違反し、自ら損害等の被害を受けた場合は当ゴルフ場は一切損害賠償等の責任を負いません。

(施設等に損害を与えた場合)

第20条 利用者が故意又は過失により、当ゴルフ場の従業員又は資産(動産・不動産)等に損害を与えた場合は、その損害について賠償をしていただきます。

(当ゴルフ場への持ち込み品)

第21条 当ゴルフ場に以下のものを持ち込むことをお断りします。

- 動物ペット類
- 著しく悪臭を放つもの
- 銃砲刀剣類、マッチ・ライター以外の火気
- 騒音を発するもの
- その他、危険物や他人に迷惑を及ぼす恐れのあるもの

(当ゴルフ場における行為の禁止)

第22条 当ゴルフ場内における利用者の以下の行為はお断りいたします。

- 暴力、その他風紀をみだす行為
- 利用者の物品販売、宣伝広告等の行為(ただし、当ゴルフ場が許可する場合は除く)
- プレーヤー以外のコース内立ち入り(ただし、当ゴルフ場が許可する場合は除く)
- 他の利用者又は従業員に迷惑を及ぼし、又は、不快感を与えるハラスメント行為
- 刺青・タトゥー等をされている方のご入浴
- レストランへの飲食物の持込
- コース内での練習ストローク
- 商用利用でのWebサイトへの投稿等を目的とした写真及び動画の撮影、録音等(ただし、当ゴルフ場が許可する場合は除く)
- 当ゴルフ場が許可しない場所での写真及び動画の撮影、録音、それらのWebサイトへの投稿等。尚、個人利用での写真及び動画の撮影、録音等については、著作権及び肖像権に十分配慮して行ってください。

(当ゴルフ場の責任)

第23条 当ゴルフ場は、この約款に基づく当ゴルフ場の責任制限条項の規定内容にかかわらず、利用契約及びこれに関連する契約の不履行または不法行為により利用者に損害を与えた場合において、当ゴルフ場が付保する施設賠償責任保険が適用される場合は、当ゴルフ場の故意または重過失のある場合を除き、当該保険により填補される保険金の支払額を上限としてその損害を賠償します。

(利用者の責任)

- 第24条
- 利用者による本約款および当クラブの運用規定その他に違反する行為及びその他利用者の責に帰すべき事由により、当ゴルフ場が施設の清掃・修繕費用の支出、販売機会の喪失その他の損害を被った場合には、利用者によるその損害を賠償していただきます。
 - 当ゴルフ場において、利用者の責に帰すべき事由により、第三者に損害を被らせた場合において、当ゴルフ場が被害者となった第三者にその損害賠償金額相当額を支払った場合には、当ゴルフ場は損害賠償義務者となる利用者に対し、当ゴルフ場が支払った金額相当額の求償ができるものとします。
 - 利用者が第9条、第12条、第13条(退避)、第14条(ホールアウト後の退去)および第16条(雷発生の恐れがある場合)に違反し、自ら損害等の被害を受けた場合は当ゴルフ場は一切損害賠償等の責任を負いません。

(保険の証明について)

第25条 当ゴルフ場は、ホールインワンや事故に対する保険の証明について、確認可能な事実のみ証明いたします。

(利用料金の支払い)

第26条 料金のお支払いは、当ゴルフ場が定める支払方法によりお支払いいただきます。

(個人情報の取扱)

第27条 利用者から取得する個人情報は、当社が定める個人情報保護方針に従い取得、管理及び利用します。また、当社は当該個人情報を公表している利用目的の範囲内で関係会社に開示する場合があります。個人情報の利用中止をご希望される利用者は、当社までお申し出ください。

(本約款の変更)

- 第28条
- 本約款は民法上の定型約款に該当し、本約款の各条項は、利用者の一般の利益に適合する場合または変更を必要とする相当の事由があると認められる場合には、民法上の規定に基づいて変更します。
 - 本約款の変更は、変更後の規定の内容を、当ゴルフ場クラブハウス内に掲示またはクラブ公式ホームページに掲載の際に定める効力発生日から適用されます。

(約款の効力発生)

第29条 この約款は2024年4月1日より効力を発します。

乗用ゴルフカート利用約款

(本約款の目的)

第1条 この約款は、吉備カントリークラブ利用約款の準則として、当ゴルフ場の電磁誘導式乗用ゴルフカート（以下「カート」と称します）の利用に関する基準を定め、施設利用者および従業員の安全、ならびに施設の保全を図りかつ施設利用の充実を期すことを目的とします。

(本約款の遵守)

第2条 カートの発進と停止の操作（リモコン及びカート本体にあるスタート・ストップボタンの操作）を行う者（以下「操作者」と称します）および、当該カートの同乗者（以下「同乗者」と称し、運転者および同乗者を総称して「利用者」と称します）は、カート利用に関し、キャディ付プレー・セルフプレーにかかわらず本約款を遵守する義務を負います。

(操作等の制限)

第3条 カート利用者は、係員からのカート利用に関する指示に従ってください。

(安全操作義務)

第4条 操作者は、当該カートの装置を確実に操作して、周囲の状況に応じ他の人身に対する危害、あるいは施設に対する損傷を及ぼさないようにしてください。なお、酔い、その他の事由により正常な運転が困難な方は、操作者となることが出来ません。

(走行場所)

第5条 カートは、絶対に所定のカート用道路以外の場所で走行させないでください。やむを得ない事情によりカートを所定のカート用道路以外の場所で走行させる必要がある場合には、直ちに係員に連絡してください。カートの移動は係員において行います。

(操作上の注意)

第6条 操作者は、カートの操作に際しては、次の事項を遵守してください。

- 操作開始の際の注意事項
 - カートの操作の開始は、必ず係員の指示に従ってください。
 - 操作の開始に際しては、必ずリモコン及びカート本体にあるスタート・ストップボタンその他の装置が正常に作動することを確認してください。
 - カートは人や物に反応しないので、発進は必ずカート前後の安全を確認した上で行ってください。
- 走行の際の注意事項
 - カート用道路の走行に関し、走行方法等の表示（信号機、自動停止点、カーブミラー等）があるときは、これに従って操作してください。
 - カートは人や物に反応しないので、カートの位置の前後の安全を確認しながら操作してください。
 - カート用道路と管理用道路の交差する場所は十分注意してください。
- 停止等の注意事項
 - カートは、斜面その他の不安定な場所、あるいは打球が当たる可能性のある場所には停止させないでください。
 - 緊急時を除き、カートを停止させるときは、フロントバンパーを蹴って停止させることはしないでください。

(同乗者の注意事項)

第7条 操作者以外のカート利用者は次の事項を遵守してください。

- カートが発進、及び停止する際、あるいはカートが勾配のある場所や曲折した場所を走行する場合はもとより乗車時は必ず把持部分（アームレスト、アシストグリップ等）に掴まってください。
- カートの走行中は、カートから身体、衣服、用具等がはみ出さないよう留意してください。
- カートの前後には立ったり、近づいて歩かないでください。
- カートは人や物に反応しないので、走行中のカートの前を歩いたり、直前を横切らないでください。
- カートは急停車する場合がありますので、すぐ後ろをついて歩かないでください。また停車中のカートの後ろに立つときは、後続のカートに注意してください。
- カートへの乗車は定員を守ってください。

(利用の中止等)

第8条 カート利用者に次の事由がある場合には、当該利用者につき操作を禁止し、カートの利用を中止、あるいは施設利用を中止していただくことがあります。

- 操作者に操作技術がないことが判明したとき。
- カート利用者によるこの約款あるいはその他の規定に反する行為があったとき。

(事故の場合の連絡)

第9条 カート利用者は、プレー中の事故またはカート事故が発生した場合、もしくはカートが故障した場合、直ちにプレーを中止し、カートナビもしくは携帯電話にて、マスター室にその旨を連絡してください。

(事故の場合の責任等)

第10条

- 当ゴルフ場の故意または重大な過失以外は、カート事故による人的・物的損害について、一切その責任を負いません。
- 運転者は、カートの運行に関し、人身に危害を及ぼすあるいは施設（カート、その他の施設内の物品）に損傷を及ぼす事故（以下「カート事故」という）が発生させた場合には、不可抗力以外は、被害者に対し、当該カート事故により生じた損害を賠償していただきます。
- 同乗者の行動により、カート事故を生じまたはカート事故を誘発した場合には、当該事故の態様に応じて、同乗者は運転者と連帯して、あるいは単独にて、被害者に対し、当該カート事故により生じた損害を賠償していただきます。
- 同乗者がカート事故の被害者となった場合において、当該同乗者に本約款に反する行為があった場合には、当該事故の態様に応じ、運転者に対する損害賠償請求の全部または一部が、過失相殺により免責されることがあります。